

○経済産業省告示第七十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	附則 第三号の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。
改正前	附則 第三号の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。